

岩内町既存小中学校サウンディング型市場調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

岩内町既存小中学校サウンディング型市場調査業務

(2) 業務の目的

令和8年4月に予定している岩内中央学園の開校に伴い、閉校となる町内の4小中学校のその後の利活用について、現在検討を進めている。

閉校となる小中学校の土地・建物について、地域の活性化、町有財産の有効活用に向けて、民間事業者による活用も検討していることから、民間事業者との対話を通じて学校跡地の市場性の有無やアイデア等を調査するほか、その活用方法や事業スキーム、事業化へ向けた具体的な推進方針等について調査することを目的とする。

(3) 業務内容

- ① 対象施設における関連上位計画及び法的規制、立地環境の整理
- ② 先行事例や類似事例の整理
- ③ 事業化へ向けたあるべき姿（案）と事業手法パターンの検討
- ④ サウンディング調査の実施
- ⑤ あるべき姿の実現へ向けた手法及び想定スケジュール、諸課題の整理

※ 詳細は、岩内町既存小中学校サウンディング型市場調査業務仕様書（以下、「仕様書」という）のとおり。

(4) 契約上限金額

契約上限金額 9,955,000 円（金額は、消費税及び地方消費税の額を含む）

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本事業の規模を示すものである。

(5) 事業期間

契約締結日から令和7年11月14日まで

2. 参加資格要件

本プロポーザルへの企画提案に参加しようとする者は、参加資格として以下の要件の全てを満たしているものとする。

- (1) 参加者又は参加表明をする法人の代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む）に掲げる者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 北海道内に本店又は支店、営業所を有していること。
- (6) 企画提案書の提出日において令和 7・8 年度の岩内町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (7) 契約締結までの間に、国、北海道及び岩内町から競争入札参加資格者について指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）及び暴力団又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (9) 自己の責任による災害、事故について迅速に対応が出来るとともに相応の補償能力があること。

3. 契約方法

提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、評価が最も優れている事業者を第 1 優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第 1 優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、若しくは「2. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を第 2 優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加提案者が 1 者の場合にあっても審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4. 質疑の受付と回答

- (1) 提出書類 〈様式第 3 号 質問書〉を使用した文章によるものとする。
- (2) 提出場所 「10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。
- (3) 提出方法 電子メールにて提出すること。
※件名を「岩内町既存小中学校サウンディング型市場調査業務に関する質問（貴社名）」とすること
- (4) 受付期間 令和 7 年 3 月 24 日（月）から 3 月 31 日（月）17 時 00 分まで（必着）
- (5) 回答方法 質問に対する回答は受付期間終了後に一括で行うこととし、令和 7 年 4 月 4 日（金）までに、岩内町公式ホームページで公開する。
- (6) その他 本要領及び仕様書に関する内容以外の質問は受け付けないものとする。

5. 参加表明書に関する事項

(1) 提出書類

提出書類は下記の通りとする。

- ① 〈様式第1号 参加表明書〉
- ② 〈様式第2号 参加表明事業者概要調書〉(契約書の写し、業務の概要がわかるものを添付すること。)

(2) 提出期限 令和7年4月7日(月)17時00分まで

(3) 提出場所 「10. 担当部局(書類提出先・問合せ先)」に提出すること。

(4) 提出方法 電子メールにて提出すること。

(5) 参加事業者の決定

提出のあった参加表明書を審査のうえ参加事業者を決定し、参加表明のあった事業者に対し、審査結果を令和7年4月9日(水)までに電子メールにて通知する。

6. 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

- ① 〈様式第4号 企画提案書〉(企画提案書はA4版で、全体で15ページ以内(表紙は含めない。)とすること。)
- ② 〈任意様式 見積書及び内訳書〉

(2) 提出期限 令和7年4月21日(月)17時00分まで(持参、郵送共に必着)

(3) 提出場所 「10. 担当部局(書類提出先・問合せ先)」に提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかに限る。)

(5) 提出部数

- ① 紙媒体 8部(会社名等を記入したもの1部、記入しないもの7部)

※ プロポーザルの審査委員が企画提案書を公平に評価するため提案した企業名等が特定されないように配慮するためである。企画提案書本文においても、提案企業名がわからないよう配慮すること。

- ② 電子媒体 1枚

CD-Rに保存し提出すること。(CD-Rに本業務名、会社名を記載しクリアケースに入れること。)

(6) その他

- ① 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- ② 本要領や仕様書に示していない内容であっても、本町にとって有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。

7. 審査方法

(1) 契約候補者の選定

参加資格の審査、企画提案書の審査、評価、選定及びその他本プロポーザルに係る庶務は、町職員で構成する「岩内町既存小中学校サウンディング型市場調査業務に係る公募型プロポーザル審査委員会

(以下「審査委員会」という。)」を設置して行う。

企画提案書の提出を受けたあと、企画提案者によるプレゼンテーションを行い、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として決定する（次点者も決定する。）。

なお、本プロポーザルに参加した他の参加者の情報、審査結果及び評価点は公開しない。審査結果については、提案者全員に対し自己の結果のみを通知する。評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。

また、審査及び結果に関する異議は受け付けられないものとする。応募が多数の場合（5件を超える場合を想定）は、審査委員会において書類による1次審査を実施し、1次審査を通過した参加者のみプレゼンテーションを実施する場合がある。その際には1次審査結果を提案者全員に通知する。

(2) プレゼンテーション

企画提案内容を確認するため、プレゼンテーションを及び審査委員からの質疑応答を行う。

- ① 実施日程 令和7年4月24日（木）から4月25日（金）の間で実施

※詳細な日時等については、別途通知する。

- ② 実施場所 岩内町役場庁舎

- ③ 企画提案の説明及びヒアリング

1者あたり30分程度（プレゼンテーション：20分、質疑応答：10分程度）を予定。

- ④ 審査項目 別紙のとおり。

- ⑤ 最高得点者が2人以上ある場合（同点の場合）の決定方法

上記④審査項目のうち「提案内容」の点数の合計点が高い者を契約候補者に決定する。なお、「提案内容」の点数の合計点も同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。

- ⑥ 参加者が1者となった場合は、委員の総合計点が最低基準点（6割）を超えた場合に限り契約候補者として決定する。

- ⑦ 委員の総合計点が最低基準点（6割）を超えない場合は、契約候補者として認めない。

- ⑧ その他

必要機材のうちスクリーン及びプロジェクターは本町が用意する。その他プレゼンテーションに必要な機器等がある場合は、事前に町と協議すること。

(3) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し、〈様式第5号 企画提案書の審査結果について〉を電子メールで通知する。

8. スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年3月24日（月）から |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和7年3月31日（月）17時00分まで |
| (3) 質問書の回答期限 | 令和7年4月4日（金）まで |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和7年4月7日（月）17時00分まで |
| (5) 資格審査結果通知 | 令和7年4月9日（水） |
| (6) 企画提案書等の提出期間 | 令和7年4月21日（月）17時00分まで |

- (7) プレゼンテーション審査 令和7年4月24日(木)から4月25日(金)までの間
- (8) 結果通知 審査後10日以内
- (9) 契約手続き 結果通知日以降

9. その他

- (1) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ① 企画提案者の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - ② 企画提案書に記載がない事項に関する提案が含まれている場合
 - ③ 関係者に対して工作など不当な活動を行ったと認められる場合
 - ④ 企画提案書が定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (3) 参加者から提案された関係書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。
- (5) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した〈様式第6号 辞退届〉を提出すること。辞退することによって、今後の岩内町との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）

岩内町役場総務部企画財政課財政係

〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

TEL 0135-62-1011 FAX 0135-62-3465

Mail zaisei@town.iwanai.lg.jp

(別紙) 審査項目一覧

	評価の基準及び審査項目	配点
事業者	【信頼性】 事業者の財務内容、規模、類似事業の受注実績等を踏まえ、信頼が持てる事業者であるか。	10
	【実施体制】 責任者や担当者などが明確にされており、過去の事業実績等も踏まえて、確実に調査が執り行われる実施体制になっているか。	10
提案内容	【計画】 調査完了までのスケジュールの合理性、実現の確実性が示されているか。	10
	【事業の理解度】 町が求める事業の目的や方向性などを理解した提案内容となっているか。	10
	【独自性①】 対象施設のあるべき姿（案）を創出するための具体的な手法、道筋が示されているか。民間事業者ならではの幅広い視野による発想が盛り込まれているか。	20
	【独自性②】 提案内容が、実現可能性について明確に考慮されたものであるか。また、提案内容が、インパクトに富んだ内容であり、人々の注目を集めることが期待されるものであるか。	20
見積金額	【見積書の妥当性】 業務に対して見積額やその内容が妥当であるか。	10
その他	【プレゼンテーション】 提案内容のわかりやすさ、質疑応答の適格性など。	10
合計		100